

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	北九州市 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年3月31日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務	
②事務の内容 ※	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)(が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)(に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)(への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪中間サーバーへの住民票関係情報の提供 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)(第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に住民情報を記載 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の記載事項に変更があった場合の記載内容修正 3 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民情報を消除 4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳より該当する住民に関する情報(住民票)の照会 5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票の発行 6 住民基本台帳の統計機能 異動及び人口統計用の集計表の作成 7 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携 8 法務省との連携機能 外国人住民票の記載及び修正による出入国在留管理庁通知の取込及び市町村通知の作成等の連携機能 9 戸籍総合システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍総合システムへの附票情報等を連携 10 宛名管理システムとの連携 住民基本台帳への異動発生時、宛名管理システムへ異動情報を提供 11 中間サーバーとの連携 世帯情報の異動発生時、中間サーバーへ更新後の世帯情報を提供 12 証明書コンビニ交付システムとの連携 住民票等の交付に関する各種情報をLGWAN上の証明書コンビニ交付システムと連携する 13 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☒] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (住基ネット連携システム、証明書コンビニ交付システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住基ネット連携システム
②システムの機能	1 本人確認情報連携 既存住民基本台帳システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、自サーバ内の異動情報DBを更新のうえ、市町村CS向け情報を生成し市町村CSへ連携 2 通知情報連携 異動事由に沿った通知情報を作成し、市町村CSへの送信制御を行うとともに、市町村CSから受け取った通知情報を、既存住民基本台帳システムへ連携 (対象の通知情報) (1) 転出証明書情報 (2) 転入通知情報 (3) 戸籍附票通知情報 (4) 転出証明書情報通知 (5) 転出確定通知情報 (6) 市町村通知(外国人で法務省向け) (7) 出入国在留管理庁通知(外国人で市町村向け) 3 広域交付住民票情報編集 他市町村からの住民票広域交付要求を市町村CS経由で受付、要求事項に対応した内容を編集し、市町村CSへ連携 4 住民基本台帳カード発行状況連携 市町村CSから受け付けた住基カード発行情報を自サーバ内に保持し、既存住基向け情報生成後、連携 5 個人番号生成要求・変更要求・結果連携 必要時に住民票コードをキーに個人番号生成要求、変更要求情報を編集し、市町村CSへ連携。また、機構から返信された個人番号生成要求結果・変更要求結果情報を市町村CSから取り込み、既存住民基本台帳システムへ連携 6 個人番号カード発行状況連携 既存住民基本台帳システムから要求される個人番号発行状況要求を市町村CSへ連携。また、市町村CSから結果を受信すると、既存住民基本台帳システムへ連携 7 送付先情報連携 既存住民基本台帳システムから連携される送付先情報ファイルを市町村CSへ連携 8 附票APへの連携 既存住民基本台帳システムから住基ネット連携システムを経由して、住基ネット及び附票APへ連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 既存住民基本台帳システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信 2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を実施 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領 6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携 9 附票AP連携機能 住所等の異動があった人の戸籍の附票情報を附票APへ送信する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (住基ネット連携システム) ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 統一識別番号付番機能 統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー(中間サーバー端末含む)、既存業務システム)

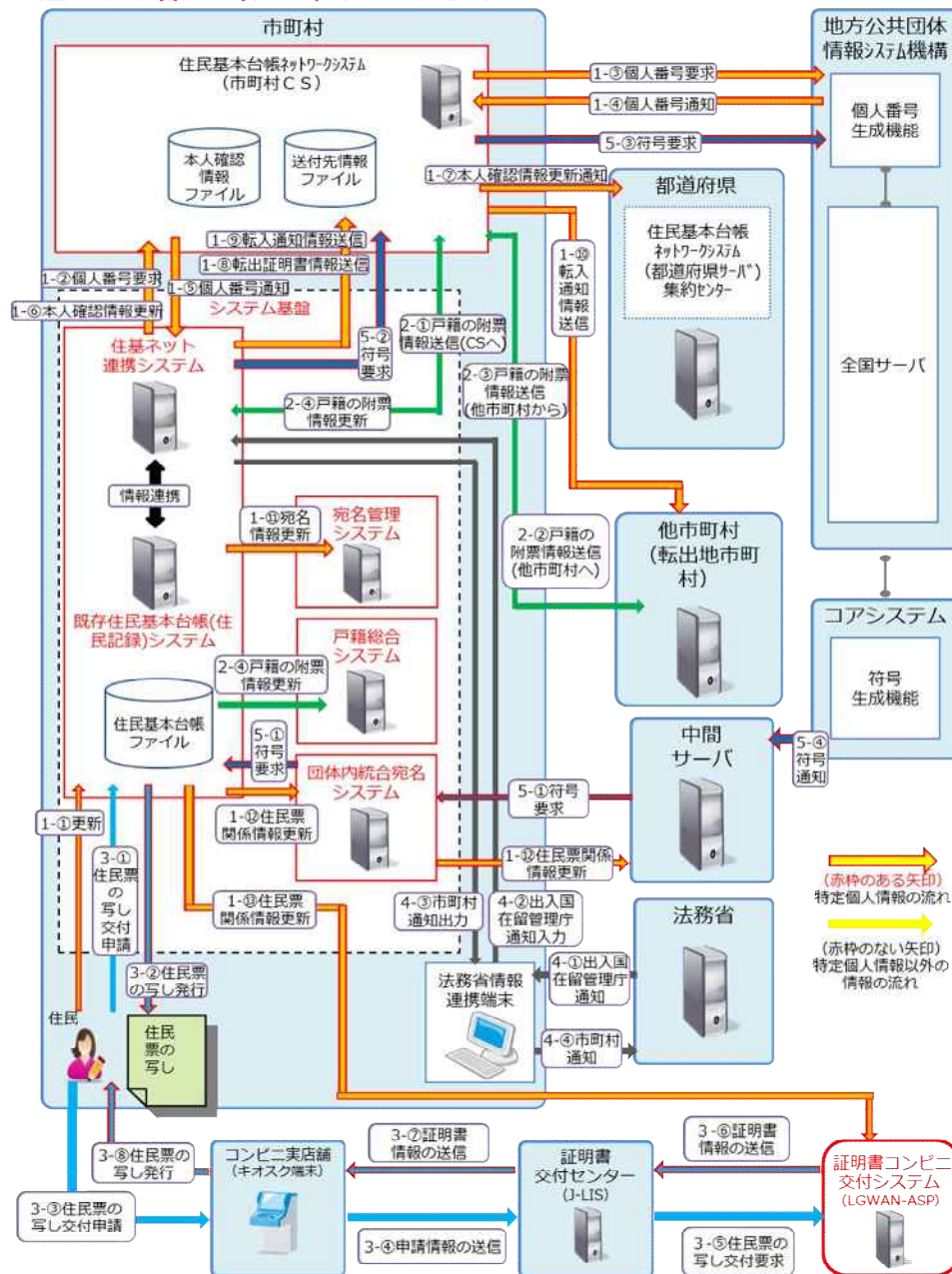
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	総合窓口システム(総合受付、総合照会、総合証明)
②システムの機能	(総合受付) 1 受付及び処理状況管理 総合窓口において市民からのライフイベントに応じた申請や届出等の受付登録を行い、その後の異動入力や交付書類作成等の進行状況を管理 2 市民及び職員への案内 ライフイベントや申請・届出処理の結果を踏まえた市民への案内文書作成、また受付担当職員への市民説明用文書の作成 3 交付書類 申請・届出処理に伴い作成される証明書等の各種帳票の印刷 4 他業務との連携 総合窓口においてワンストップサービスを実施するための国民健康保険や福祉業務等との資格情報を連携 (総合照会) 1 総合照会機能 住民に対する照会業務の効率化を図るため、住民情報の照会機能を集約 照会可能な情報は世帯情報、個人情報、証明書の発行履歴照会、他業務照会(選挙、国保、後期、年金、福祉系) (総合証明) 1 総合証明機能 総合窓口における証明書交付窓口業務の迅速化を図るため、システムの証明機能を集約 発行する証明書の種類は住民票の写しの証明、印鑑登録証明、税証明(所得額証明、非課税証明)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、選挙システム、就学システム、印鑑登録システム、カード管理システム、障害福祉システム、子ども医療システム、母子保健システム、児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム)
システム7	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. LGWANを通じて既存業務システムからデータを受信し、住民票等の各種証明書に記載する情報を更新する。 2. 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、住民票等の各種証明書データを作成し送付する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (証明書交付センター)
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1 住民基本台帳ファイル 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「番号法整備法」という。)第16条(住基法第7条8の2号)により、個人番号が住民基本台帳の記載事項として追加されたため、住民基本台帳ファイルにおいて個人番号を含む個人情報の管理を行う。 2 本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 (1)住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 (2)都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 (3)申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 (4)個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 (5)住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 (6)都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。(個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民／住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7 5、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、13 0、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、1 63、164、165、166の項) (番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務市民局市民部区政推進課
②所属長の役職名	区政推進課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

【全項目評価書】「(別添1) 事務の内容」その1



(備考)

(別添1) 事務の内容

特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容

——図その1——

1. 住民異動に伴う個人番号の生成、変更、本人確認情報の更新に関する事務(特例転入以外)
 - 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付け(※特定個人情報を含まない)、市町村の住民基本台帳を更新する。
 - 1-②. 出生等による個人番号の新規付番や個人番号の変更請求があった場合、住基ネット連携システムを通じて市町村CSに対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
 - 1-③. 機構に対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
 - 1-④. 機構により、生成された個人番号の通知情報を受信する。
 - 1-⑤. 市町村CSから個人番号の通知情報を住基ネット連携システムを通じて受信し、既存住民基本台帳システムで通知された個人番号の更新を行う。
 - 1-⑥. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、住基ネット連携システムを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
 - 1-⑦. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
 - 1-⑧. 特例転入の届出がある場合、住基ネット連携システムを通じて転入証明書情報を市町村CSに送信する。
 - 1-⑨. 他市町村からの転入の場合、住基ネット連携システムを通じて転入通知情報を市町村CSに送信する。
 - 1-⑩. 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
 - 1-⑪. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報について、宛名管理システムの宛名情報を更新する。
 - 1-⑫. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。
 - 1-⑬. 証明書コンビニ交付に必要な住民票関係情報を更新する。
2. 住民異動に伴う戸籍の附票情報更新に関する事務
 - 2-①. 住民より住所異動の届出があり、本籍地が市外の場合、住基ネット連携システムを通じて市町村CSに戸籍の附票情報を送信する。
 - 2-②. 市町村CSより本籍地がある他市町村に対して、戸籍の附票情報を送信する。
 - 2-③. 他市町村で住民異動の届出があり本籍地が本市の場合、他市町村より戸籍の附票情報が送信される。
 - 2-④. 他市町村より戸籍の附票情報が送信された場合、また、住民より住所異動の届出があり本籍地が市内の場合、戸籍総合システムで戸籍の附票情報を更新する。
3. 住民票の写しの発行に関する事務
 - 3-①. 住民より住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
 - 3-②. 既存住民基本台帳システムより住民票の写しを発行する。
 - 3-③. 住民よりコンビニに設置されているキオスク端末に対して住民票の写しの交付要求を行う。
 - 3-④. 証明書交付センターに対して申請情報を送信する。
 - 3-⑤. 証明書コンビニ交付システムに対して住民票の写しの交付要求を行う。
 - 3-⑥. 証明書交付センターに対して証明書情報を送信する。
 - 3-⑦. キオスク端末へ証明書情報を送信する。
 - 3-⑧. キオスク端末より住民票の写しを発行する。
4. 外国人住民に対する出入国在留管理庁通知、市町村通知に関する事務
 - 4-①. 法務省情報連携端末より出入国在留管理庁通知を受信する。
 - 4-②. 出入国在留管理庁通知を住基ネット連携システムを通じて既存住民基本台帳システムへ取り込み、外国人住民の情報を更新する。
 - 4-③. 既存住民基本台帳システムより外国人住民に関する市町村通知を作成し、住基ネット連携システムを通じ出力する。
 - 4-④. 法務省情報連携端末より市町村通知を送信する。

(備考)

(別添1) 事務の内容

5. 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務

- 5-①. 中間サーバにより生成された、処理通番と個人番号のペアのデータを団体内統合宛名システムを経由して送信する。
- 5-②. 既存住基システムより、処理通番と個人番号のペアのデータを作成し、住基ネット連携システムを通じて市町村CSに対し情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。
- 5-③. 機構に対し、情報提供用個人識別符号の取得要求を行い、情報提供ネットワークコアシステム内で情報提供用個人識別符号を生成する。
- 5-④. 中間サーバに対し、情報提供用個人識別符号を通知する。

——図その2——

6. 本人確認に関する事務

- 6-①. 住民からの申請等に基づき、住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、統合端末より本人確認情報を検索する。
- 6-②. 検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は、全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。
- 6-③. 都道府県サーバまたは全国サーバからの検索結果を送信する。
- 6-④. 統合端末に対し、検索結果を通知する。

7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 7-①. 個人番号カードによる転入(特例転入)を受付ける。
- 7-②. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 7-③. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 7-④. 住基ネット連携システムを通じて市町村CSから転出証明書情報を受信し、既存住民基本台帳システムで転入処理を行う。
- 7-⑤. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 7-⑥. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 7-⑦. 他市町村からの転入の場合、転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を住基ネット連携システムを通じて市町村CSに送信する。
- 7-⑧. 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
- 7-⑨. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報について、宛名管理システムの宛名情報を更新する。
- 7-⑩. 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。
- 7-⑪. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

8. 本人確認情報整合に係る事務

- 8-①. 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 8-②. 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CS分の整合性確認用の本人確認情報との整合性確認を行い、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

9. 送付先情報通知に関する事務

- 9-①. 既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出し、住基ネット連携システムを通じて市町村CSに送信する。
- 9-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

10. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 10-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

11. 中間サーバを通じた住民票関係情報の連携

- 11-①. 他の機関より、中間サーバに対して住民票関係情報の要求が行われる。
- 11-②. 要求元の機関に対して、中間サーバで管理する住民票関係情報を提供する。

(備考)

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民(転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。))を含む)
その必要性	住基法第7条第8の2号に基づき、住民票記載者全員に対して個人番号を付番するため、付番対象者全てを特定個人情報ファイルとして管理する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [☐] その他 (選挙区情報、印鑑登録情報 市民カード情報、個人番号カード情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、住基法第7条各号で定められた項目であり、住民票への記載が必要な情報である。 ・業務関係情報については、住民異動に伴う他の行政手続きの案内を行うため、必要となる情報である。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	総務市民局市民部区政推進課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (保健福祉局長寿推進部保険年金課・長寿推進部介護保険課・障害福祉部障害福祉企画課・障害福祉部障害者支援課、子ども家庭局子育て支援部子育て支援課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度		出生や異動の届出、他市町村からの通知など、住民に関する記録項目への変更が発生する都度入手する。	
④入手に係る妥当性		当情報は各種行政サービスの基礎となる情報であり、住民へのサービスを正確に継続して提供を行うために、住民に関する記録を正確かつ統一的行い、常に最新の状態にしておく必要がある。	
⑤本人への明示		住民票への記載事項については、住基法第7条各号により明示されている。	
⑥使用目的 ※		住基法に基づき住民基本台帳へ記載し、住民に関する記録を正確かつ統一に行うとともに、各種行政サービスを正確に継続して提供するために使用する。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務市民局市民部市政推進課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所、行政サービスコーナー(小倉、黒崎)	
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※	・届出や職権等に基づき、住民票の記載及び記載事項の修正を行う。 ・他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をした場合、他市町村への通知を行う。 ・本人等の請求に基づき、住民票の写し等の交付を行う。 ・住所地市町村以外の市町村長への住民票の写し請求に基づき、住民票の写しに関する情報を請求先の市町村長に通知する。 ・住民票の記載及び記載事項の修正を行った場合、本人確認情報を都道府県知事へ通知する。 ・転入届の特例による転入地市町村長からの通知に基づき、転出証明書情報の通知を行う。 ・住民に関する事務処理において使用する宛名情報を提供する。 ・番号表別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムへ住民票関係情報を提供する。		
	情報の突合 ※	・住民基本台帳ファイルの検索時は、個人番号、住民票コード、内部番号(識別番号)及び、本人確認情報の組み合わせにより突合を行う。 ・住民基本台帳ファイル更新時は、変更後の情報を内部番号(識別番号)をもとに突合を行う。 ・個人番号を新たに生成する場合は、個人番号の生成元である住民票コードをもとに突合を行う。	
	情報の統計分析 ※	個人番号を使用した統計分析は行わず、人口統計や異動件数、事務処理件数の確認のための統計のみ行う。	
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年8月3日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件	
委託事項1		住民異動に関する入出力等業務	
①委託内容		住民基本台帳ファイルへの異動情報入力作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳への異動が発生した者	
	その妥当性	出生や転入転出など、住民情報に対して異動が生じた場合に入力作業が発生するため、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (異動情報の入力作業において、特定個人情報ファイルの提供は行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社 エイジェック 北九州オフィス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		住民記録システム等の保守運用業務	
①委託内容		住民記録システム、住基ネット連携システム、総合窓口システム(総合受付、総合照会、総合証明)の運用・保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務
委託事項4		証明書コンビニ交付システムのサービス利用
①委託内容		証明書コンビニ交付システムの開発・保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	本市の証明書コンビニ交付システムはLGWAN-ASPIによるクラウドサービスとして導入することにより、コストの低減及び効率的なシステムの保守・運用を行うことが可能となる。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN(暗号化通信))
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。
⑥委託先名		TKC・NDKCOM共同事業体
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		団体内統合宛名システム運用保守業務	
①委託内容		団体内統合宛名システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (システムの運用・保守作業において、ファイルの提供は行わない)	
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社北九州支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書	
	⑨再委託事項	運用・保守作業の一部	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (60) 件 [☐] 移転を行っている (31) 件 [☐] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項。(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	財政・変革局 税務部 税制課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
②移転先における用途	地方税に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項
②移転先における用途	国民健康保険事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先3	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46の項
②移転先における用途	国民年金事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先11～15		
移転先11	保健福祉局 健康医療部 健康推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項	
②移転先における用途	健康増進事業の実施に関する事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	1回／日	
移転先12	保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課、障害者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8の項	
②移転先における用途	児童福祉に関する事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	

移転先15	保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の66の項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当に関する事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	1回／日	
移転先16～20		
移転先16	保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の67の項	
②移転先における用途	障害児福祉手当・特別障害者手当・国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当に関する事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	随時	
移転先17	保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課、障害者支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の117の項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活等の支援に関する事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先18	保健福祉局 障害福祉部 精神保健・地域移行推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の22の項	
②移転先における用途	精神障害者福祉に関する事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先19	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の56の項	
②移転先における用途	児童扶養手当事務	
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	

⑥移転方法		☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度		随時	
移転先20		子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	
①法令上の根拠		番号法第9条第1項 別表の63の項	
②移転先における用途		母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事務	
③移転する情報		住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		☐ 100万人以上1,000万人未満	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法		☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度		1回／日	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<北九州市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、該当システム基盤のサーバログインは、ID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。 ・住民異動届等の書類については、鍵付の書庫に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ①証明書コンビニ交付システムデータセンターにおいては、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	
②保管期間	期間	☐ 20年以上	
	その妥当性	・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。 ・削除後は住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間保存する。 ・住民異動届等の書類については1年間保管する。	

③消去方法	＜北九州市における措置＞ ・削除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。 ・住民異動届等の書類については、保管期間満了後に破砕又は溶解処理を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置＞ ・削除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。
7. 備考	

(別紙1)番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
53	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
76	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
110	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって第百十二条で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
112	厚生労働大臣	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの	市町村長	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第百十四条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
118	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって第百二十条で定めるもの
124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
136	都道府県知事	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって第百三十八条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
149	総務大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第一百一十号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって第百五十一条で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
150	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって第百五十二条で定めるもの
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
152	更生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの
160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
163	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの

(別紙1)番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇ー二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの

(別紙2 II ファイルの概要(1)移転先21以降)

移転先21	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項
②移転先における用途	児童手当事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先22	子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の127の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援制度に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	1回／日

(別紙2 II ファイルの概要(1)移転先21以降)

移転先23	子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の9の項
②移転先における用途	保育に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	1回/日
移転先24	子ども家庭局 子ども総合センター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8の項
②移転先における用途	児童福祉に関する業務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	1回/日
移転先25	都市整備局 住宅部 住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の27の項
②移転先における用途	公営住宅に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	1回/日

(別紙2 II ファイルの概要(1)移転先21以降)

移転先26	都市整備局 住宅部 住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の52の項
②移転先における用途	改良住宅に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	1回/日
移転先27	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課
①法令上の根拠	北九州市個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。)第3条第1項 別表第1の1の項
②移転先における用途	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先28	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の3の項
②移転先における用途	国民健康保険の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

(別紙2 II ファイルの概要(1)移転先2以降)	
移転先29	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の4の項
②移転先における用途	後期高齢者医療の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	1回／日
移転先30	保健福祉局 長寿推進部 介護保険課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の9の項
②移転先における用途	生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先31	都市整備局 住宅部 住宅管理課
①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の2の項
②移転先における用途	北九州市営住宅条例(平成9年北九州市条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	1回／日

[illegible]

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。	
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住民基本台帳システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要がある。	
⑤本人への明示		市町村CSが既存住民基本台帳システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6ー7 本人確認情報の通知及び記録)に記載されている。	
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
		変更の妥当性	—
⑦使用の主体		使用部署 ※	総務市民局市民部区政推進課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所
		使用者数	<選択肢> ☐ 100人以上500人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	
		情報の突合 ※	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合を行う。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合を行う。
		情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年8月3日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システム基盤(オペレーション業務等)	
①委託内容	システム基盤(オペレーション業務等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は行わない)	
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	日立・NTTデータ企業連合	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務
委託事項2～5		
委託事項2	住民基本台帳ネットワークシステム保守及び運用業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等の保守運用	

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
		対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
		対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
		その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等の保守運用作業において、) 特定個人情報ファイルの提供は行わない。	
⑤委託先名の確認方法		物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社九州日立システムズ 北九州支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、市町村CSへのログインはID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月3日
⑥事務担当部署	総務市民局市民部区政推進課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住民基本台帳システム)	
③入手の時期・頻度		使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	
④入手に係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。	
⑤本人への明示		機構への委任及び送付先情報の通知については、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)、第36条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知)の規定による。	
⑥使用目的 ※		個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体		使用部署 ※ 総務市民局市民部市政推進課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所	
使用者数		<選択肢> ☐ 100人以上500人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
情報の突合 ※		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	
情報の統計分析 ※		送付先情報ファイルに記録される個人情報をを用いた統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。	
⑨使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システム基盤(オペレーション業務等)	
①委託内容	システム基盤(オペレーション業務等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	オペレーション作業については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本業務委託は、本市専用のサーバ群の運用管理でありファイルの提供は行わない)	
⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	
⑥委託先名	日立・NTTデータ企業連合	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 ＜委託先＞ ・再委託対象業務、再委託の理由、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 ＜再委託先＞ ・情報資産の保護体制等の報告 ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑨再委託事項	オペレーション業務
委託事項2～5		
委託事項2	住民基本台帳ネットワークシステム保守及び運用業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム統合端末等の保守運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内のシステム基盤上に保管している。また、市町村CSへのログインはID／パスワードによる認証が必要で、限られたメンバーしか操作できない。
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法		保存期間が到来した情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

「(1)住民基本台帳ファイル」1

名称	個人番号	23	氏名かな	7	世帯番号	76	処理区分キー
No.	項目名	24	氏名漢字	8	現存区分	77	全部一部キー
1	識別番号	25	世帯主氏名かな	9	人格区分	名称	住記拡張
2	履歴連番	26	世帯主氏名漢字	10	世帯主区分	No.	項目名
3	番号制度個人番号	27	生年月日	11	国籍コード	1	識別番号
4	番号制度法人番号	28	性別	12	区コード	2	履歴連番
名称	宛名基本	29	記載順位	13	拠点コード	3	氏名かな
No.	項目名	30	異動年月日	14	地区コード	4	氏名漢字
1	識別番号	31	異動事由コード	15	町字コード	5	漢字併記名
2	履歴連番	32	異動届出年月日	16	小学校区コード	6	カナ併記名
3	適用年月日	33	異動届出区分	17	中学校区コード	7	通称名かな
4	登録業務コード	34	住定年月日	18	投票区コード	8	通称名漢字
5	登録業務詳細コード	35	住定事由コード	19	旧基本情報番号	9	在留資格コード
6	住民票コード	36	住定届出年月日	20	基本情報番号	10	在留期間等
7	世帯番号	37	住定届出区分	21	続柄区分	11	在留期間等の満了の日
8	氏名かな	38	転出予定年月日	22	続柄名	12	在留区分(第30条の45規定区分)
9	氏名漢字	39	転出予定届出年月日	23	実続柄名	13	在留カード等の番号
10	第二名称かな	40	転出予定届出区分	24	本名かな	14	国籍コード
11	第二名称漢字	41	転出確定年月日	25	本名漢字	15	宛名送付区分
12	生年月日	42	転出確定通知年月日	26	氏名かな	16	異動事実コード
13	性別	43	転出確定届出区分	27	氏名漢字	17	異動事由コード1
14	現存区分	44	住民となる年月日	28	世帯主氏名かな	18	異動事由コード2
15	人格区分	45	住民となる事由コード	29	世帯主氏名漢字	19	異動事由コード3
16	国籍コード	46	住民となる届出年月日	30	生年月日	20	事由発生年月日
17	区コード	47	住民となる届出区分	31	性別	21	記載住民となった年月日
18	拠点コード	48	住民でなくなる年月日	32	記載順位	22	記載住民となった事由
19	地区コード	49	住民でなくなる事由コード	33	異動年月日	23	記載住民となった届出日
20	町字コード	50	住民でなくなる届出年月日	34	異動事由コード	24	記載住民となった届出区分
21	小学校区コード	51	住民でなくなる届出区分	35	異動届出年月日	25	記載住所を定めた年月日
22	中学校区コード	52	死亡不詳区分	36	異動届出区分	26	記載住所を定めた事由
23	投票区コード	53	備考	37	現住所市区町村コード	27	記載住所を定めた届出日
24	旧基本情報番号	54	改製連番	38	地方公共団体コード	28	記載住所を定めた届出区分
25	基本情報番号	55	改製年月日	39	大字コード	名称	年金資格
26	現住所市区町村コード	56	旧氏名かな	40	住定年月日	No.	項目名
27	地方公共団体コード	57	旧氏名漢字	41	住定事由コード	1	識別番号
28	本名かな	58	広域識別番号	42	住定届出年月日	2	世帯番号
29	本名漢字	59	交付識別コード	43	住定届出区分	3	年金有無
30	氏名正字	60	処理年月日キー	44	町名	4	基礎年金記号
31	本名正字	61	処理時間キー	45	番地	5	基礎年金番号
32	町名	62	処理区分キー	46	方書	6	資格種別
33	番地	63	全部一部キー	47	郵便番号	7	取得年月日
34	方書	名称	住基住所	48	メールアドレス	8	取得届出年月日
35	郵便番号	No.	項目名	49	登録事由	9	取得事由
36	メールアドレス	1	識別番号	50	転出予定年月日	10	喪失年月日
37	広域識別番号	2	住所連番	51	転出予定届出年月日	11	喪失届出年月日
名称	住基異動	3	大字コード	52	転出予定届出区分	12	喪失事由
No.	項目名	4	方書コード	53	転出確定年月日	13	被保険者月数
1	識別番号	5	棟	54	転出確定通知年月日	14	受給年金種別
2	住民票コード	6	号	55	転出確定届出区分	15	年金現存区分
3	世帯番号	7	棟号コード	56	住民となる年月日	16	喪失原因
4	最大住所連番	8	市区町村コード	57	住民となる事由コード	17	職権消除年月日
5	現存区分	9	地方公共団体コード	58	住民となる届出年月日	18	職権適用年月日
6	人格区分	10	郵便番号	59	住民となる届出区分	19	納付月数
7	世帯主区分	11	郵便番号バーコード	60	住民でなくなる年月日	20	付加月数
8	準世帯区分	12	町名	61	住民でなくなる事由コード	21	全額免除月数
9	区コード	13	番地	62	住民でなくなる届出年月日	22	半額免除月数
10	拠点コード	14	方書	63	住民でなくなる届出区分	23	4分の1免除月数
11	地区コード	15	本番	64	死亡不詳区分	24	4分の3免除月数
12	町字コード	16	枝番1	65	備考	25	納付猶予月数
13	小学校区コード	17	枝番2	66	改製連番	26	学生免除月数
14	中学校区コード	18	筆頭者又は世帯主	67	改製年月日	名称	国保資格
15	投票区コード	名称	宛名履歴	68	旧氏名かな	No.	項目名
16	旧基本情報番号	No.	項目名	69	旧氏名漢字	1	識別番号
17	基本情報番号	1	識別番号	70	氏名正字	2	国保記号番号
18	続柄区分	2	履歴連番	71	本名正字	3	資格区分
19	続柄名	3	適用年月日	72	広域識別番号	4	取得異動年月日
20	実続柄名	4	登録業務コード	73	交付識別コード	5	取得届出年月日
21	本名かな	5	登録業務詳細コード	74	処理年月日キー	6	取得異動事由
22	本名漢字	6	住民票コード	75	処理時間キー	7	喪失異動年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

「(1)住民基本台帳ファイル」2

8	喪失届出年月日	12	資格消滅開始年月日	20	受給者証回収年月日	11	業務資格取得事由
9	喪失異動事由	13	現況届提出年月日	21	加入保険記号	12	業務資格喪失年月日
10	区コード	14	手当差止開始年月日	22	加入保険番号	13	業務資格喪失届出年月日
11	続柄1	15	支払年月日	23	被保険者識別番号	14	業務資格喪失事由
12	続柄2	16	最新状態区分	24	加入保険有効期間自	15	業務資格異動年月日
13	続柄3	17	改定区分	25	加入保険有効期間至	16	業務資格異動届出年月日
14	続柄4	18	改定届出区分	26	保険者番号	17	業務資格異動事由
15	退職区分	19	額改定事由	27	保険者名称	18	業務次期判定年月日
16	退職該当事由	20	額改定事由日本語	28	所在地情報	19	独自領域
17	退職該当異動年月日	21	要件児童数	29	電話番号	名称	印鑑登録情報
18	退職該当届出年月日	22	支給児童数	名称	ひとり親医療	No.	項目名
19	退職非該当事由	23	手当月額	No.	項目名	1	識別番号
20	退職非該当異動年月日	24	児童数3歳未満	1	識別番号	2	履歴連番
21	退職非該当届出年月日	25	手当月額3歳未満	2	受給者証番号	3	印鑑番号
22	異動年月日	26	児童数3歳以上	3	申請者識別番号	4	登録年月日
23	届出年月日	27	手当月額3歳以上	4	申請年月日	5	廃止年月日
24	異動事由	28	支出額	5	ひとり親医療申請事由	6	異動年月日
25	マル学マル遠区分	名称	障害者医療	6	審査年月日	7	異動事由
26	住所地特例区分	No.	項目名	7	ひとり親医療資格区分	8	廃止理由
27	年金制度	1	識別番号	8	受給期間開始年月日	9	届出年月日
28	年金種別	2	受給者証番号	9	受給期間終了年月日	10	現存区分
29	給付開始年月日	3	申請者識別番号	10	認定日	11	印影現存区分
名称	後期高齢	4	申請年月日	11	受給者証交付年月日	12	印影登録年月日
No.	項目名	5	障害者医療申請事由	12	入院・外来区分	13	刻印種別
1	識別番号	6	審査年月日	13	負担元区分	14	刻印文字
2	個人区分	7	障害者医療資格区分	14	再交付年月日	15	印鑑素材コード
3	被保険者番号	8	受給期間開始年月日	15	ひとり親医療再交付事由	16	登録照会年月日
4	被保険者資格取得事由	9	受給期間終了年月日	16	却下年月日	17	登録回答期限
5	被保険者資格取得年月日	10	認定日	17	ひとり親医療却下事由	18	登録申請代理人識別番号
6	被保険者資格喪失事由	11	受給者証交付年月日	18	ひとり親医療資格消滅年月日	19	登録申請代理人氏名
7	被保険者資格喪失年月日	12	入院・外来区分	19	ひとり親医療資格消滅事由	20	登録回答代理人氏名
8	保険者番号適用開始年月日	13	負担元区分	20	受給者証回収年月日	21	登録回答代理人氏名
9	保険者番号適用終了年月日	14	再交付年月日	名称	介護保険	22	登録拠点コード
10	氏名漢字	15	障害者医療再交付事由	No.	項目名	23	保証人識別番号
11	氏名カナ	16	却下年月日	1	識別番号	24	保証人印鑑番号
12	生年月日年号	17	障害者医療却下事由	2	世帯番号	25	登録確認区分
13	生年月日	18	資格消滅年月日	3	被保険者番号	26	亡廃照会年月日
14	性別	19	障害者医療資格消滅事由	4	介護有無	27	亡廃回答期限
15	住所コード	20	受給者証回収年月日	5	認定区分	28	亡廃届代理人識別番号
16	住所	21	加入保険記号	6	要介護状態区分	29	亡廃届代理人氏名
17	方書	22	加入保険番号	7	認定期間開始日	30	亡廃回答代理人識別番号
18	郵便番号	23	被保険者識別番号	8	認定期間終了日	31	亡廃回答代理人氏名
名称	児童手当 児童	24	加入保険有効期間自	9	異動事由	32	備考
No.	項目名	25	加入保険有効期間至	10	異動年月日	33	旧識別番号
1	受給者識別番号	26	保険者番号	11	異動届出年月日	34	登録証返納年月日
2	児童識別番号	27	保険者名称	12	取得事由	35	発行要注意区分
3	続柄名	28	所在地情報	13	取得年月日	36	取扱停止区分
4	支給開始年月日	29	電話番号	14	取得届出年月日	37	登録・廃止・中止フラグ
5	要件該当事由	名称	乳幼児医療	15	喪失事由	38	照会番号
6	要件非該当年月日	No.	項目名	16	喪失年月日	39	基本情報番号
7	要件非該当事由	1	識別番号	17	喪失届出年月日	40	旧自治体印鑑番号
8	非支給年月日	2	受給者証番号	18	介護住所地特例	41	旧基本情報番号
9	算定非該当事由	3	申請者識別番号	19	住所地特例開始年月日	名称	カード管理情報
10	同居別居区分	4	申請年月日	20	住所地特例終了年月日	No.	項目名
11	監護区分	5	乳幼児医療申請事由	21	申請中区分	1	識別番号
12	生計関係区分	6	審査年月日	22	申請事由コード	2	履歴連番
名称	児童手当 資格	7	乳幼児医療資格区分	23	申請年月日	3	基本情報番号
No.	項目名	8	受給期間開始年月日	名称	その他資格	4	旧基本情報番号
1	受給者識別番号	9	受給期間終了年月日	No.	項目名	5	市区町村コード
2	児童手当認定番号	10	認定日	1	識別番号	6	カード番号
3	児童認定資格区分	11	受給者証交付年月日	2	業務コード	7	カード区分
4	児童手当制度コード	12	入院・外来区分	3	その他業務情報区分	8	予備カード番号
5	処理年月日	13	負担元区分	4	業務資格区分	9	現存区分
6	申請年月日	14	再交付年月日	5	業務資格番号	10	異動年月日
7	認定年月日	15	乳幼児医療再交付事由	6	業務手帳等級	11	申請年月日
8	支給開始年月日	16	却下年月日	7	業務手帳程度	12	異動事由
9	事由年月日	17	乳幼児医療却下事由	8	業務手帳種類	13	登録年月日
10	額改定年月日	18	資格消滅年月日	9	業務資格取得年月日	14	登録事由
11	額改定開始年月日	19	乳幼児医療資格消滅事由	10	業務資格取得届出年月日	15	登録確認区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

「(1)住民基本台帳ファイル」3

16 登録照会年月日	名称	取扱注意管理
17 登録回答期限	No.	項目名
18 登録代理人番号	1	識別番号
19 登録代理人氏名	2	履歴連番
20 登録回答代理人番号	3	申請理由CD
21 登録回答代理人氏名	4	申請者氏名
22 廃止年月日	5	解除申請者氏名
23 廃止事由	6	申出区分
24 廃止承認区分	7	JV該当区分
25 廃止照会年月日	8	照会制御区分
26 廃止回答期限	9	住所制御区分
27 廃止代理人番号	10	異動制御区分
28 廃止代理人氏名	11	申請日
29 廃止回答代理人番号	12	解除申請日
30 廃止回答代理人氏名	13	期末日
31 ナード回収年月日	14	終了日
32 証照番号	15	制除区分
33 照会番号2	16	備考
34 登録年月日		
35 登録事由		
36 廃止年月日		
37 廃止事由		
38 ナード現存区分		
39 照会番号		
40 発行拠点コード		
名称	住民コード情報	
No.	項目名	
1	レコード番号	
2	最終レコード番号	
3	住民コード	
4	ナード適用状況	
5	ナード有効期限	
6	ナード回収日	
7	抽出口	
8	抽出条件	
9	該当件数	
10	画面記載バージョン	
11	市町村コード	
名称	個人番号カード情報	
No.	項目名	
1	住民コード	
2	番号制度個人番号	
3	ナード適用状況	
4	ナード有効期限	
5	ナード回収年月日	
名称	特別未住者証情報	
No.	項目名	
1	識別番号	
2	連番	
3	交付申請日	
4	旧証明書番号	
5	証明書発行日	
6	証明書番号	
7	証明書交付日	
8	削除フラグ	
名称	外国人通称	
NO.	項目名	
1	識別番号	
2	履歴連番	
3	連番	
4	登録日	
5	登録市町村コード	
6	削除日	
7	削除市町村コード	
8	通称	
9	登録市町村名	
10	削除市町村名	

名称	本人確認情報ファイル	名称	送付先情報ファイル
No.	項目名	No.	項目名
1	住民コード	1	送付先管理番号
2	漢字氏名	2	送付先郵便番号
3	外字数(氏名)	3	送付先住所 漢字項目長
4	ふりがな氏名	4	送付先住所 漢字
5	清音化かな氏名	5	送付先住所 漢字 外字数
6	生年月日	6	送付先氏名 漢字項目長
7	性別	7	送付先氏名 漢字
8	市町村コード	8	送付先氏名 漢字 外字数
9	大字・デュード	9	市町村コード
10	郵便番号	10	市町村名 漢字長
11	住所	11	市町村名
12	外字数(住所)	12	市町村郵便番号
13	個人番号	13	市町村住所 項目長
14	住民となった日	14	市町村住所
15	住所を定めた日	15	市町村住所 外字数
16	届出の年月日	16	市町村電話番号
17	市町村コード(転入前)	17	交付場所名 項目長
18	転入前住所	18	交付場所名
19	外字数(転入前住所)	19	交付場所名 外字数
20	続柄	20	交付場所郵便番号
21	異動事由	21	交付場所住所 項目長
22	異動年月日	22	交付場所住所
23	異動事由詳細	23	交付場所住所 外字数
24	口住民コード	24	交付場所電話番号
25	住民コード使用年月日	25	カード交付場所名 漢字長
26	依頼管理番号	26	カード交付場所名
27	操作者ID	27	カード交付場所名 外字数
28	操作端末ID	28	カード交付場所郵便番号
29	更新順番号	29	カード交付場所住所 項目長
30	異常時更新順番号	30	カード交付場所住所
31	更新禁止フラグ	31	カード交付場所住所 外字数
32	下訂者フラグ	32	カード交付場所電話番号
33	操作ログ	33	対象となる人数
34	外字フラグ	34	処理年月日
35	レコード状況フラグ	35	操作者ID
36	タイムスタンプ	36	操作端末ID
37	日氏 漢字	37	印刷区分
38	日氏 外字数	38	住民コード
39	日氏 ふりがな	39	氏名 漢字項目長
40	日氏 外字変更連番	40	氏名 漢字
		41	氏名 漢字 外字数
		42	氏名 かな 項目長
		43	氏名 かな
		44	郵便番号
		45	住所 項目長
		46	住所
		47	住所 外字数
		48	生年月日
		49	性別
		50	個人番号
		51	第30条の15に規定する区分
		52	在官期間満了の日
		53	代替文字変換結果
		54	代替文字氏名 項目長
		55	代替文字氏名
		56	代替文字住所 項目長
		57	代替文字住所
		58	代替文字氏名位置情報
		59	代替文字住所位置情報
		60	外字フラグ
		61	外字パターン
		62	旧氏 漢字
		63	旧氏 外字数
		64	旧氏 ふりがな
		65	旧氏 外字変更連番
		66	ローマ字 氏名
		67	ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・届出窓口において、届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・既存住民基本台帳システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要な情報以外を入力はできないように既存住民基本台帳システムで入力項目を制御している。 ・既存住民基本台帳システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民異動の届出においては、住基法第21条に基づくものとし、必要とするもの以外の書類提出等、住民へ不必要な負担を負わせないようにする。 ・システムを通じた入手については、操作者の認証を行うとともに、認証された操作者の利用可能な機能をシステム上で制御することにより、不適切な方法による入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口にて対面により身分証明書（個人番号カード等）の本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード若しくは通知カード所持者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせにより、個人番号の真正性を確保する。 ・転入等において個人番号カードの個人番号が記載された書類の提示がない場合、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ・出生等による個人番号の新規付番の場合、市町村CSを経由して送信される個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・システムへの入力については、入力者以外の者が入力状況を確認し、誤入力を防止する。 ・届出受付の際、不明点については届出者本人への確認を行うと共に、必要に応じて他市区町村への確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの届出時に提出される住民異動届等の書類については、使用後に鍵付の書庫に保管し、紛失等を防止する。 ・既存住民基本台帳システムは住基ネット連携システムを経由して住民基本台帳ネットワークシステムと接続するが、それ以外とは外部と直接接続できないようにしている。 ・既存住民基本台帳システム使用時は操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	宛名システム等で管理する特定個人情報は、利用する業務システム毎にアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・対象業務システムを利用する端末は、該当職員個人のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・対象業務システムを利用する職員を特定し、職員毎に利用可能な機能を制御(アクセス制御)している。 ・認証に使用するパスワードは、定期的に変更する運用を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○アクセス権の発行 当該業務システムを所管している所属長に対し、下記の内容を記載した申請を行い当該業務システムを所管している所属長がアクセス権限を設定する。 ・必要なアクセス権限の種類 ・アクセス権限が必要な期間 ・利用する業務名及び業務概要 ・利用目的及び必要とする理由(法令根拠等) ・申請課及び利用課の所属長及び利用者 ○アクセス権の失効 アクセス権は、必要な期間の満了日に自動削除される。 また、アクセス権が必要な期間の満了日前に異動若しくは退職した場合にも自動削除される。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限設定状況の一覧表がオンラインから出力可能であり、出力した帳票を基に定期的な見直しを実施している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ(日時、利用者、利用端末、利用情報)として全件記録している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業者及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した(ハードウェアを含む)媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録がデータベースに逐一保存される。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。		
その他の措置の内容	媒体により情報を提供する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<既存住民基本台帳システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<既存住民基本台帳システムにおける措置> 庁内連携システムにより特定の権限者以外は情報照会・提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報 that やりとりされることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜既存住民基本台帳システムにおける措置＞ ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 庁内連携システムでは、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<北九州市における措置> 特定個人情報を管理しているサーバの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバ室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバ室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についてもサーバ室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ①設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<北九州市における措置> ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて保管し、安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住基法により転入等の届出に期限を設けるとともに、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)に基づき、正確な記録を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	消除者等の他業務に影響のないデータについて、定期的な削除処理を実施する。 住民異動届等については、北九州市文書管理規則に基づく保管及び廃棄を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムを通じてのものに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	- 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 - 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報は既存住民基本台帳システムからの入手に限定される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口にて対面により身分証明書（個人番号カード等）の本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	- 本人確認情報を既存住民基本台帳システムからの取得が適切に行われることをシステムにより担保する。 - 出生等の場合、個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	- 既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された本人確認情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 - 本人確認情報に誤りがあった際に統合端末上で直接訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	- 機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 - 住民基本台帳ネットワークシステム使用時は操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効については、操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、対応表に基づいた権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、退職者や異動者のアクセス権限の失効登録を速やかに行うとともに、操作者個別状況一覧表により、失効が適切に行われているか確認を行う。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴を定期的に確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・個人情報を含む情報資産の複写及び複製の禁止に関する事項を委託等契約書に明記している。 また、当該事項についての誓約書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報ファイルが格納されたデータベースへのコマンド等の投入ができないよう端末のアクセス権限を設定している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業者及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。	
特定個人情報の提供ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
	委託先と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。 加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報を記録した（ハードウェアを含む）媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した（ハードウェアを含む）媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項 ・その他データの保護に必要事項 ・前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している	
その他の措置の内容		－	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
－			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・情報の提供・移転については、番号法、住基法等の法令で定められた事項について行う。 ・都道府県サーバと市町村CSの間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住民基本台帳ネットワーク以外では行わない。		
その他の措置の内容	媒体により情報を提供・移転する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合は、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[×] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 特定個人情報を管理しているサーバの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバ室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバ室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についてもサーバ室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容 —	
	再発防止策の内容 —	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法 生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容 —		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存住民基本台帳システムとの整合性確認処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であることを担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び削除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領等に基づき内容を消去するとともに、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住民基本台帳システムを通じてのものに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報は既存住民基本台帳システムからの入手に限定される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口にて対面により身分証明書（個人番号カード等）の本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住民基本台帳システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・住民基本台帳ネットワークシステム使用時は操作者の認証を行い、操作者の利用可能な機能をシステム上で制御する。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限の発効については、操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、対応表に基づいた権限発効を行う。 ・アクセス権限の失効については、退職者や異動者のアクセス権限の失効登録を速やかに行うとともに、操作者個別状況一覧表により、失効が適切に行われているか確認を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の種別と設定する操作権限の対応表を作成し、操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴を定期的に確認する。 ・操作履歴の確認により送付先情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	従業者が利用可能なシステムは、それぞれの事務分担に応じ制限されており、不必要な情報にはアクセスできない措置を講じている。 また、全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人情報を含む情報資産の複写及び複製の禁止に関する事項を委託等契約書に明記している。 また、当該事項についての誓約書の提出を義務付けている。 ・特定個人情報ファイルが格納されたデータベースへのコマンド等の投入ができないよう端末のアクセス権限を設定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約を締結しようとするときは、委託者の情報資産を管理するための組織体制、方法等について確認を行い、加えて、情報資産の秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させる。 ・特定個人情報ファイルへのアクセスを行う場合、事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、ユーザID／パスワードにより認証している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業者及び作業内容を記載した申請書を提出させ、その全ての申請書を保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他社への提供を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の情報資産の保護体制、方法等をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している。加えて、提供するデータの指示された目的以外への使用及び第三者への提示を禁止する旨を契約書に明記している。また、委託先でのデータの保護状況について、必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書に明記している。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定している。 ・個人情報を記録した（ハードウェアを含む）媒体等を廃棄する場合は、電磁的記録の消去又は記録装置の破砕等を行い、個人情報の復元ができない状態にすること。 ・個人情報を記録した（ハードウェアを含む）媒体等の破砕等を外部の者に依頼する場合は、情報の消去に係る確認書の提出を受けること。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・データの秘密保持に関する事項 ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の指示された目的以外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 ・データの複写及び複製の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・データの授受及び搬送に関する事項 ・委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項 ・その他データの保護に関し必要な事項 ・前記各事項の定めに従反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務委託等契約と同様に、再委託先の情報資産の保護体制、方法をあらかじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持する等のため、その代表者及び従事者から誓約書を徴収している	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 記録を残している ☐ 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 定めている ☐ 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・情報の提供・移転については、番号法、住基法等の法令で定められた事項について行う。 ・個人番号カード管理システムと市町村CSの間の通信は、専用回線であり相互認証を実施している住民基本台帳ネットワーク以外では行わない。	
その他の措置の内容	媒体により情報を提供・移転する場合、別途、情報取得依頼票による事前の申請を必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合は、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	☐ 十分に力を入れている ☐ 十分である ☐ 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報that不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	特定個人情報を管理しているサーバの設置場所は、以下の物理的対策を行っている。 ・建物及びサーバ室までの経路に機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行っている。 ・サーバ室の入口付近に監視カメラを設置し、入退出者を管理している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・帳票を出力する印刷室についてもサーバ室と同様な機械警備及び監視カメラによる入室管理を行っている。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、端末側に業務データが残らない方式を採用している。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり2) 発生なし	
	その内容	—	
	再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している2) 保管していない	
	具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容			
—			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<北九州市における措置> 年に1回、担当部署内において、評価書の記載内容どおりの運用が行われているかについての自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<北九州市における措置> 業務所管部署において、情報セキュリティに関する監査を定期的に行う。 【点検項目】 ・評価書記載事項と運用の実態 ・ICカード、パスワードの付与並びにアクセス権限の承認状況 ・委託者の情報資産の管理体制及びアクセス申請の状況 ・不要となった情報資産の消去状況 ・情報資産に関する研修の状況 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<北九州市における措置> 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を年に1回実施する。 また、住民基本台帳に関する事務に従事する職員に対しては、特定個人情報の取扱いについて、随時、研修を行い、情報セキュリティ意識の向上を図る。 更に、初任者やセキュリティ責任者向け研修を年に1回実施し、より一層の情報セキュリティ意識の向上を図る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市ホームページ上のQ&Aで、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は不要。写しの交付の場合、通常片面1枚10円のコピー料。納付は、来館の場合は現金、郵送の場合はコピー料と郵送料。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳
公表場所	北九州市立文書館
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市総務市民局市民部市政推進課 093-582-2107
②対応方法	問合せの受付時及びその対応について、記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント方式による意見募集を実施。実施に際しては、市政だよりに公表している旨の記事を掲載し、北九州市ホームページ及び市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課、広報室広聴課、各区役所総務企画課・出張所において案の閲覧及び配布を行う。
②実施日・期間	令和3年9月10日～10月8日（29日間）
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年11月9日
②方法	北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を実施。
③結果	特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月14日	I－1 ②事務の内容	－	「なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。」を追記する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）が公布されたことに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年3月14日	I－4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性		「（通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。）」を追記する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	I－5 法令上の根拠	－	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）に「・第22条（転入届）」を追記する。	事後	住民基本台帳施行令第23条第2項の改正により、転出証明書に個人番号を記載することとなり、その委任条文である住民基本台帳法第22条を追記する必要があるため変更するものであり、重要な変更には該当しない。
平成28年3月14日	I－7 ②所属長	加藤 尚哉	中村 秀寿	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	II（1）－2 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月 1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	II（1）－3 ⑨使用開始日	平成27年6月 1日	平成27年8月 3日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	II（1）別紙2 移転先26 ⑦時期・頻度	1回/月	1回/日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	II（1）別紙2 移転先27	1回/月	1回/日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	II（1）別紙2 移転先28	－	移転先 保健福祉局 保健医療部 保険年金課 ①法令上の根拠 北九州市個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）第3条第1項 別表第1の1の項 ②移転先における用途 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	II（1）別紙2 移転先29	－	移転先 保健福祉局 保健医療部 保険年金課 ①法令上の根拠 番号利用条例第3条第1項 別表第1の4の項 ②移転先における用途 国民健康保険の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月14日	Ⅱ(1)別紙2 移転先30	—	移転先 保健福祉局 保健医療部 保険年金課 ①法令上の根拠 番号利用条例第3条第1項 別表第1の5の項 ②移転先における用途 後期高齢者医療の被保険者のはり又はきゅうの施術に要する費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 1回／日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(1)別紙2 移転先31	—	移転先 保健福祉局 地域支援部 介護保険課 ①法令上の根拠 番号利用条例第3条第1項 別表第1の10の項 ②移転先における用途 生計困難者に係る介護保険サービスの利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(1)別紙2 移転先32	—	移転先 建築都市局 住宅部 住宅管理課 ①法令上の根拠 番号利用条例第3条第1項 別表第1の3の項 ②移転先における用途 北九州市営住宅条例(平成9年北九州市条例第34号)による市営住宅等の管理に関する事務であって規則で定めるもの ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 1回／日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(2)－2 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年8月 1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(2)－3 ⑨使用開始日	平成27年6月 1日	平成27年8月 3日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(2)－6 ②保管期間 その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－2 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－2 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月 3日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－3 ⑤本人への明示	機構への委任及び送付先情報の通知については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条、第36条の規定による。	機構への委任及び送付先情報の通知については、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)、第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)の規定による。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－3 ⑥使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)が公布されたことに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－3 ⑧使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)が公布されたことに伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－5 提供先1 ①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条、第36条	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅱ(3)－5 提供先1 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年3月14日	Ⅲ(2)－7 リスク1 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	住民基本台帳法施行令の改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年3月14日	Ⅲ(2)－7 リスク3 消去手順 手順の内容	・システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	住民基本台帳法施行令の改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年12月22日	I－2. システム1 ②システムの機能		(追記) 12 証明書コンビニ交付システムとの連携 住民票等の交付に関する各種情報をLGWAN上のデータセンターに設置する証明書コンビニ交付システムと連携	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	I－2. システム1 ③他のシステムとの接続	その他(住基ネット連携システム、国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、選挙システム、就学システム、印鑑登録システム、カード管理システム、保健福祉総合システム)	その他(住基ネット連携システム、国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、選挙システム、就学システム、印鑑登録システム、カード管理システム、保健福祉総合システム、証明書コンビニ交付システム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	I－2. システム8 ①システムの名称		証明書コンビニ交付システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	I－2. システム8 ②システムの機能		1. LGWANを通じて既存業務システムからデータを受信し、住民票等の各種証明書に記載する情報を更新する。 2. 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、住民票等の各種証明書データを作成し送付する機能。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	I-2. システム8 ③他のシステムとの接続		既存住基システム及びその他(証明書交付センター)に○を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	I-7. ①部署	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	I-(別添I)事務の内容		証明書コンビニ交付システムを追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	I-(別添I)		以下を追加 1-⑬ 証明書コンビニ交付に必要な住民票関係情報を更新する。 3-⑦. 証明書交付センター経由で、住民より住民票の写しの交付請求を受け付ける。 3-⑧. 証明書交付センターに対して、住民票の写しの情報を送信する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	II-1(1)住民基本台帳ファイル 2-⑥事務担当部署	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	II-1(1)住民基本台帳ファイル 4. 委託事項4		(追加)	事前	重要な変更。
平成28年12月22日	II-1(1)住民基本台帳ファイル5. 提供先1		別紙1を修正 事務名称・部署名等の訂正	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	II-1(1)住民基本台帳ファイル 6-①保管場所		＜証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置＞を追加 ①証明書コンビニ交付システムデータセンターにおいては、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	事前	重要な変更。
平成28年12月22日	II-1(1)住民基本台帳ファイル 6-③消去方法		＜証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置＞を追加 ・消除者等の他業務に影響のないデータについて、システム内で定期的に削除処理を実行する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	II-1(2)本人確認情報ファイル 2-⑥事務担当部署	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	II-1(2)本人確認情報ファイル 3-⑦使用部署	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	II-1(3)送付先情報ファイル 2-⑥事務担当部署	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	II-1(3)送付先情報ファイル 3-⑦使用部署	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	III-1(1)住民基本台帳ファイル 7-⑤具体的な対策の内容		＜証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置＞を追加 ①設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	III-1(1)住民基本台帳ファイル 7-⑥具体的な対策の内容		＜証明書コンビニ交付システムデータセンターにおける措置＞を追加 ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバーは、インターネット等の外部ネットワークから隔離されたネットワーク上に設置している。 ・特定個人情報ファイルを管理している全てのサーバーには、ウイルス対策ソフトを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出。
平成28年12月22日	V-2①連絡先	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年12月22日	VI-2①方法	市民文化スポーツ局市民部政課	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	I-2. システム6		システム6を削除し、システム7、8をシステム6、7に繰り上げ	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月7日	Iー2. システム7(変更後システム6) ③他のシステムとの接続	その他(国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、選挙システム、就学システム、印鑑登録システム、カード管理システム、保健福祉総合システム)	その他(国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、選挙システム、就学システム、印鑑登録システム、カード管理システム、障害福祉システム、子ども医療システム、母子保健システム、児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	Iー7 ②所属長	中村 秀寿	土井 則己	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	II(1))住民基本台帳ファイル 3ー①入手元 ※	評価実施機関内の他部署(保健福祉局保健医療部保険年金課・地域支援部介護保険課・障害福祉部障害福祉課、子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)	評価実施機関内の他部署(保健福祉局保健医療部保険年金課・地域支援部介護保険課・障害福祉部障害福祉企画課・障害福祉部障害者支援課、子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年3月7日	II(1)住民基本台帳ファイル 4ー委託事項1ー⑥委託先名	アール・オー・エス九州株式会社 北九州支店	株式会社 エイジェック 北九州オフィス	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	II-1(1)住民基本台帳ファイル5ー移転先9	保健福祉局 地域福祉部 保護課	保健福祉局 総務部 保護課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	III(1)住民基本台帳ファイル 4ー委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定ー規定の内容		以下を追加 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項	事後	セキュリティ規定の改定に伴う追記であり、重要な変更には該当しない。
平成30年3月7日	III(2)本人確認情報ファイル 4ー委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定ー規定の内容		以下を追加 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項	事後	セキュリティ規定の改定に伴う追記であり、重要な変更には該当しない。
平成30年3月7日	III(3)本人確認情報ファイル 4ー委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定ー規定の内容		以下を追加 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項 ・特定個人情報を取り扱う従事者の明確化に関する事項 ・従事者に対する監督及び教育に関する事項 ・契約内容の遵守状況の報告に関する事項	事後	セキュリティ規定の改定に伴う追記であり、重要な変更には該当しない。
平成30年3月7日	VIー1①実施日	平成26年9月1日	平成28年12月20日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	VIー2②実施日・期間	平成26年10月3日～11月4日 (33日間)	平成28年11月7日～12月7日 (31日間)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成30年3月7日	VIー3①実施日	平成26年12月1日	平成28年12月16日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和1年5月31日	Iー7 ②所属長の役職名	土井 則己	戸籍住民課長	事後	様式変更によるもの
令和2年11月12日	I-2 システム3 ②システムの機能	4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	
令和2年11月12日	Iー4 ①事務実施上の必要性	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。 (通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。 (通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	
令和2年11月12日	I-5 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)(略)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (略)	事後	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	I-6 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容	証明書自動交付機に関する記載	削除	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	1. 住民異動に伴う個人番号の生成、変更、本人確認情報の更新に関する事務(特例転入以外) 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付け、市町村の住民基本台帳を更新する。	1. 住民異動に伴う個人番号の生成、変更、本人確認情報の更新に関する事務(特例転入以外) 1-①. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付け(※特定個人情報を含まない)。市町村の住民基本台帳を更新する。	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	3. 住民票の写しの発行に関する事務 3-①. 住民より住民票の写しの交付請求を受け付ける。 (略)	3. 住民票の写しの発行に関する事務 3-①. 住民より住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。 (略)	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	3. 住民票の写しの発行に関する事務 (略) 3-③. 住民より証明書自動交付機に対して住民票の写しの交付要求を行う。 3-④. 既存住民基本台帳システムに対して住民票の写しの交付要求を行う。 3-⑤. 証明書自動交付機に対して住民票の写しの情報を送信する。 3-⑥. 証明書自動交付機より住民票の写しを発行する。 3-⑦. 証明書交付センター経由で、住民より住民票の写しの交付請求を受け付ける。 3-⑧. 証明書交付センターに対して、住民票の写しの情報を送信する。	3. 住民票の写しの発行に関する事務 (略) 3-③. 住民よりコンビニに設置されているキオスク端末に対して住民票の写しの交付要求を行う。 3-④. 証明書交付センターに対して申請情報を送信する。 3-⑤. 証明書コンビニ交付システムに対して住民票の写しの交付要求を行う。 3-⑥. 証明書交付センターに対して証明書情報を送信する。 3-⑦. キオスク端末へ証明書情報を送信する。 3-⑧. キオスク端末より住民票の写しを発行する。	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	4. 外国人住民に対する法務省通知、市町村通知に関する事務 4-①. 法務省情報連携端末より法務省通知を受信する。 4-②. 法務省通知を住基ネット連携システムを通じて既存住民基本台帳システムへ取り込み、外国人住民の情報を更新する。 (略)	4. 外国人住民に対する出入国在留管理庁通知、市町村通知に関する事務 4-①. 法務省情報連携端末より出入国在留管理庁通知を受信する。 4-②. 出入国在留管理庁通知を住基ネット連携システムを通じて既存住民基本台帳システムへ取り込み、外国人住民の情報を更新する。 (略)	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	6. 本人確認に関する事務 6-①. 住民からの申請等に基づき、統合端末より本人確認情報を検索する。	6. 本人確認に関する事務 6-①. 住民からの申請等に基づき、住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、統合端末より本人確認情報を検索する。	事後	
令和2年11月12日	(別添1)事務の内容 (備考)	7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) (略) 7-②. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。 (略) 7-⑦. 他市町村からの転入の場合、転入通知情報を住基ネット連携システムを通じて市町村CSに送信する。 (略)	7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) (略) 7-②. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。 (略) 7-⑦. 他市町村からの転入の場合、転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を住基ネット連携システムを通じて市町村CSに送信する。 (略)	事後	
令和2年11月12日	Ⅱ (別添1) 特定個人情報 ファイル記録項目 「(2)住民基本台帳ファイル」3 本人確認情報ファイル		以下を追加 37.旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番		
令和2年11月12日	Ⅱ (別添1) 特定個人情報 ファイル記録項目 「(2)住民基本台帳ファイル」3 送付先情報ファイル		以下を追加 62.旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏		

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	Ⅲ(3)-2 リスク3 特定個人情報の正確性担保の措置の内容	既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住民基本台帳システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住民基本台帳システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。	事後	
令和2年11月12日	Ⅲ-7 リスク2:特定個人情報 が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やかに(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	事後	
令和2年11月12日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	
令和3年12月22日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム []その他()	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 []税務システム [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、証明書コンビニ交付システム)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1 統一識別番号番号付番機能	1 統一識別番号付番機能	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [○]その他(証明書交付センター)	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(証明書交付センター)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	I－4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 システム7 ①事務実施上の必要性	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。 (通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	3 送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から機構に委任しており、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。 (個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	I－6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	II－3 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施期間内の他部署(保健福祉局保健医療部保険年金課・地域支援部介護保険課・障害福祉部障害福祉企画課・障害福祉部障害者支援課、子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)	評価実施期間内の他部署(保健福祉局健康医療部保険年金課・地域福祉部介護保険課・障害福祉部障害福祉企画課・障害福祉部障害者支援課、子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	II－4 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	住民記録システム、総合受付システム、総合照会システム、総合証明システムの運用・保守業務	住民記録システム、住基ネット連携システム、総合窓口システム(総合受付、総合照会、総合証明)の運用・保守業務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	II－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている 55件 移転を行っている 32件	提供を行っている 58件 移転を行っている 31件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	II－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	II－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	II－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	保健福祉局 健康医療部 保健医療課	保健福祉局 新型コロナウイルス感染症医療政策部 感染症医療政策課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	保健福祉局 地域福祉部 介護保険課	保健福祉局 地域福祉部 長寿社会対策課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	保健福祉局 健康医療部 健康推進課 ⑥移転方法 フラッシュメモリ ⑦時期・頻度 1回/月	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課 ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	⑥移転方法 フラッシュメモリ ⑦時期・頻度 1回/年	⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 1回/日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18	保健福祉局 保健衛生部 保健予防課	保健福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19	子ども家庭局 子ども家庭部 子育て支援課	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ②移転先における用途	子ども家庭局 子ども家庭部 子育て支援課 ②移転先における用途 母子及び寡婦福祉に関する事務	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課 ②移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番20 特定個人情報	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番21	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番30 特定個人情報	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番53 特定個人情報	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番97	－	項番97を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番107	－	項番107を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙1)項番116 事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)移転先21	母子保健に関する事務	移転先10と重複のため削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)	－	移転先21を削除したため、次のとおり移転先番号を変更 移転先22→移転先21 移転先23→移転先22 移転先24→移転先23 移転先25→移転先24 移転先26→移転先25 移転先27→移転先26 移転先28→移転先27 移転先29→移転先28 移転先30→移転先29 移転先31→移転先30 移転先32→移転先31	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)移転先21	子ども家庭局 子ども家庭部 子育て支援課	子ども家庭局 子育て支援部 子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)移転先28 ①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の4の項	番号利用条例第3条第1項 別表第1の3の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)移転先29 ①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の5の項	番号利用条例第3条第1項 別表第1の4の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)移転先30 ①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の10の項	番号利用条例第3条第1項 別表第1の9の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (別紙2)移転先31 ①法令上の根拠	番号利用条例第3条第1項 別表第1の3の項	番号利用条例第3条第1項 別表第1の2の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	(1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間(その妥当性)	・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。 ・住民異動届等の書類については1年間保管する。	・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要。 ・消除後は住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間保存する。 ・住民異動届等の書類については1年間保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 基本情報 ③対象となる本人の範囲 (その必要性)	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 基本情報 ④記録される項目(主な記録項目)	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 基本情報 ④記録される項目(その妥当性)	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報については、個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)については、機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	機構への委任及び送付先情報の通知については、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)、第36条(通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知)の規定による。	機構への委任及び送付先情報の通知については、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)、第36条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知)の規定による。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅱ－1 (3)送付先情報ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	Ⅲ－1 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じて入手を除く。) 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせにより、個人番号の真正性を確保する。	・個人番号カード若しくは通知カード所有者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせにより、個人番号の真正性を確保する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅲ－1 (2)本人確認情報ファイル 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号(具体的な保管方法)	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅲ－1 (2)本人確認情報ファイル 特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号(具体的な保管方法)	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第1項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成28年11月7日～12月7日(31日間)	令和3年9月10日～10月8日(29日間)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成28年12月16日	令和3年11月9日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年12月22日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	評価書の記載内容については概ね問題ないとして了承された。	特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当と認められた。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	8 法務省との連携機能 外国人住民票の記載及び修正による法務省通知の取込及び市町村通知の作成等の連携機能	8 法務省との連携機能 外国人住民票の記載及び修正による出入国在留管理庁通知の取込及び市町村通知の作成等の連携機能	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	2 通知情報連携 (7)法務省通知(外国人で市町村向け)	2 通知情報連携 (7)出入国在留管理庁通知(外国人で市町村向け)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月28日	Ⅱ－4 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月28日	Ⅱ－5 (1)住民基本台帳ファイル 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18	保健福祉局 障害福祉部 精神保健福祉課	保健福祉局 障害福祉部 精神保健・地域移行推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和5年2月28日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年8月25日	令和4年12月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	—	13 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年3月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	—	8 附票APへの連携 既存住民基本台帳システムから住基ネット連携システムを経由して、住基ネット及び附票APへ連携	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年3月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	—	9 附票AP連携機能 住所等の異動があった人の戸籍の附票情報を附票APへ送信する	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年3月29日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月1日	令和6年1月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年3月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3) (別表第二における情報照会)の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	II-1 (1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	総務市民局市民部市政推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和7年3月31日	II-1 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署(保健福祉局健康医療部保険年金課・地域福祉部介護保険課・障害福祉部障害福祉企画課・障害福祉部障害者支援課、子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)	評価実施機関内の他部署(保健福祉局長寿推進部保険年金課・長寿推進部介護保険課・障害福祉部障害福祉企画課・障害福祉部障害者支援課、子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	II-1 (1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所、行政サービスコーナー(小倉、黒崎)	総務市民局市民部市政推進課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所、行政サービスコーナー(小倉、黒崎)	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	II-1 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	II-1 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無提供 を行っている 性	58	60	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項。(別紙1参照)	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項。(別紙1参照)	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	財政局 税務部 税制課	財政・変革局 税務部 税制課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項	番号法第9条第1項 別表の44の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の31の項	番号法第9条第1項 別表の46の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の95の項	番号法第9条第1項 別表の128の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	保健福祉局 新型コロナウイルス感染症医療政策部 感染症医療政策課	保健福祉局 健康医療部 健康危機管理課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項	番号法第9条第1項 別表の14の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7	保健福祉局 地域福祉部 長寿社会対策課	保健福祉局 長寿推進部 長寿社会対策課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の41の項	番号法第9条第1項 別表の61の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8	保健福祉局 地域福祉部 介護保険課	保健福祉局 長寿推進部 介護保険課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	保健福祉局 総務部 保護課	保健福祉局 地域共生社会推進部 保護課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項	番号法第9条第1項 別表の23の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49の項	番号法第9条第1項 別表の70の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の76の項	番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の7の項	番号法第9条第1項 別表の8の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の11の項	番号法第9条第1項 別表の20の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46の項	番号法第9条第1項 別表の66の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先16 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の47の項	番号法第9条第1項 別表の67の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先17 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表の117の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の14の項	番号法第9条第1項 別表の22の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の37の項	番号法第9条第1項 別表の56の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の43の項	番号法第9条第1項 別表の63の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙1	—	法改正にあわせ記載	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先21 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の56の項	番号法第9条第1項 別表の81の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先22	子ども家庭局 子ども家庭部 幼稚園・こども園課	子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先22 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の94の項	番号法第9条第1項 別表の127の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先23	子ども家庭局 子ども家庭部 保育課	子ども家庭局 子ども家庭部 こども施設企画課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先23 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の8の項	番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先24 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の7の項	番号法第9条第1項 別表の8の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先25	建築都市局 住宅部 住宅管理課	都市整備局 住宅部 住宅管理課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先25 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の19の項	番号法第9条第1項 別表の27の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先26	建築都市局 住宅部 住宅管理課	都市整備局 住宅部 住宅管理課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先26 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の35の項	番号法第9条第1項 別表の52の項	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先27	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先28	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先29	保健福祉局 健康医療部 保険年金課	保健福祉局 長寿推進部 保険年金課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先30	保健福祉局 地域福祉部 介護保険課	保健福祉局 長寿推進部 介護保険課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (1)住民基本台帳ファイル 別紙2 移転先31	建築都市局 住宅部 住宅管理課	都市整備局 住宅部 住宅管理課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	総務市民局市民部市政推進課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課・ 区政事務センター、各区役所市民課・出張所	総務市民局市民部市政推進課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (2)本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課	総務市民局市民部市政推進課	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体・使用部署	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課・ 区政事務センター、各区役所市民課・出張所	総務市民局市民部市政推進課・区政事務センター、各区役所市民課・出張所	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、北九州市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	物品等供給契約競争入札結果等の公表要領に基づく公表、また、個人情報の保護に関する法律に基づく契約書の開示請求により確認することができる。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 (3)送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	北九州市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法令の変更に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ①連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課 093-582-2107	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市総務市民局市民部市政推進課 093-582-2107	事後	課名変更等に伴うものであり、重要な変更には該当しない。
令和7年3月31日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年1月1日	令和7年3月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。